

せい と こころ え
生徒心得

き ほん ほう しん

<< 基本方針 >>

- しんり せいぎ あい せきにな おも
 ・真理と正義を愛し、責任を重んじる。
- じ た どうと しんぼく はか
 ・自他を尊び、親睦を図る。
- じしゆてきせいしん やしな こせい しんちよう
 ・自主的精神を養い、個性の伸長につとめる。

がっ こう せい かつ じ かん

<< 学校生活の時間 >>

しぎよう しゅうぎよう へいじよう つぎ とお
 (始業・終業) 平常は次の通りとする。

きゅう 給	しょく 食	17:05 ~ 17:40
1 時 限	じ げん	17:40 ~ 18:25
2 時 限	じ げん	18:30 ~ 19:15
3 時 限	じ げん	19:25 ~ 20:10
4 時 限	じ げん	20:15 ~ 21:00

とうこうじかん じいぜん とうこう
 (登校時間) 17時以前には登校しないこと。

げこうじかん ぶかつどうとう せいと げこう
 (下校時間) 部活動等がない生徒はすぐに下校すること。

さいしゅうげこうじこく じ ふん
 ※最終下校時刻は21時55分である。

けっせき ちこく そうたい れんらく
 (欠席・遅刻・早退の連絡)

けっせき ちこく そうたい じぜん たんにん れんらく
 欠席・遅刻・早退するときは、事前にHR担任に連絡する。

むだんけっせきとう
 ※無断欠席等をしないこと。

つう がく

<< 通 学 >>

つう しょう もん とうこう せいもん だい
 (通用門) 登校は正門から出入りする。

うわ しょうこうぐち がっこうしてい は
 (上 ば き) 昇 降 口で学校指定のサンダルに履きかえる。

じどうしゃ ふうがく ぜんめんきんし いはん ぼあい とくべつしどう
 (自動車・オートバイ通学) 全面禁止である。*違反をした場合、特別指導となる。

かぞく そうげい ぶがいしゃ むだんた い かんちが
 (家族の送迎) 「部外者の無断立ち入り」と勘違いされないよう、あらかじめ

たんにん むね とど
 担任にその旨を届けておく。

がいしゆつ きん し とうこう げこう こうがい がいしゆつ
 (外出禁止) 登校から下校まで校外へ外出することはできない。

<< ロッカーの取り扱といあつかい >>

1. 開あけ閉しめは丁寧ていねいに行おこなう。
2. 内部ないぶ・外部がいぶともきれいに使つかう。(落書らくがき、シール等とうは厳禁げんきん)
3. 盗難防止とうなんぼうしの為ために鍵かぎは必かならずかける。*鍵かぎの購入こうにゅうは各自かくじです。
4. 管理かんりの一切いっさいの責任せきにんは個人こじんが負おう。
5. ロッカーを壊こわした場合は、個人ばあいが弁償べんしょうする。

<< 授じゅ業ぎょう >>

みずか まな たいど
(自ら学まなぶ態度たいど)

勉強べんきょうするのは生徒せいと自身じしんである。積極せっきよく的てき・自発じはつ的な学がく習しゅう態たい度どで、授業じゅぎょうに参加さんかし、授業じゅぎょう内容ないようの疑問点ぎもんてんや不明点ふめいてんは担当たんとうの教員きょういんに質しつもん問もんすること。*授業じゅぎょうの進しん行こうを妨さまたげごういる行為こうい

(教科担当教員きょうかたんとうきょういんの指しど導どうに従とくべつわしどない等)は特別指とくべつ導しどになる。

ちこく けつせき そうたい じゅぎょうたいど
(遅刻ちこく・欠席けつせき・早退そうたいと授業態じゅぎょうたいど度)

学がく力りよくをつける第一だいいっぽ歩ぽは「授業じゅぎょうに欠かかさかず出しゅつせき席せきする」ことはじから始しゅつせきまる。出はじ席しゅつせきしたら「授業じゅぎょうに集しゅうちゅう中ちゅうする」ことたいせつが大切じゅぎょうである。まじめに授業じゅぎょうをうけることこうこうせいが、高き校こう生せい活かつの基き本ほんである。また、他人たにんの迷めい惑わくになるようこういな行い為ゆるは許ことされる事じゅぎょうちゅうではない。授業中いんしよくの飲おこな食てんこ、携けいたい帯でんわ等とうの使し用しょうは原げん則そく禁きんじる。なお、授業開始後じゅぎょうかいしごただちしゅつせきてんこに出おこな席てんこ点呼てんこを行たう。点呼しゅうりようご終了後にゅうしつの入室ちこくは「遅刻ただ」とする。但ただし、10分ぶんを過すぎての入室にゅうしつは「欠課けつか」とする。また、終了前しゅうりようまえ10分ぶん以内ぶんいに退たい出しゅつしたものは「早退そうたい」とするが、授業中じゅぎょうちゅう10分ぶん以上ぶんいじょう退たい出しゅつし

た場合は、「欠課けつか」とする。

きょうざい きょうぐ あつか
(教材きょうざい・教きょう具ぐの扱あつかい)

教科書きょうかしよをはじめ、ファイルやプリント等とうの教きょう材ざい、ノひつきーようトぐ、筆かく記じ用せき具にんなどは、各自かくじで毎まい授業じゅぎょう前まえに準じゅん備びする。

きょうかしよ ほかん
(教科書きょうかしよ、ノほかんーとの保ほかん管)

教科書きょうかしよ、ノほかんーとをロッカせいりーせいとんに保こころ管かくするときは整かく理じ整せき頓にんを心かんりがける。各自責任かんりをもつて管理かんりし、机つくえの上うえや中なかに放ほう置ちしない。万まんが一いち、紛ふん失しゅつした場合ばあいでも、学がく校こう側がわは一切いっさい責任せきにんを負おわおないので注ちゅうい意いする。

こうけつ しゅつせきあつか
(公欠こうけつ・出しゅつ席せき扱あつかい)

授業じゅぎょうを部活ぶかつ動どう式しき戦せん等とう以下いかの理り由ゆうでやむを得えず欠課けつかするときは、手続てつづきをして公欠こうけつ扱あつかいとすることができる。

1. 高体連等こうたいれんとうの公式試合こうしきじあいや公式こうしきの発はつ表びよう会かい等とうへの参さん加か
2. 就職試験しゅうしょくしけん・入にゅう学がく試験しけんの受じゅ験けん【進路規定しんろきていに沿そった卒そつぎょう業み見こ込たみの立もっている者】

3. その他、校長が認めた場合

(出席停止及び忌引き等)

* 感染症など(インフルエンザ等)の症状があるとき、学校の安全を第一に考え、出席停止が適切であると判断した場合は出席停止扱いとする。(その判断の根拠となる証明書は診断書、または診断書に準ずるものでも構わない)

* 忌引となった場合。日数は、規定に準ずるものとする。但し、遠方における葬儀などに参列する場合は、往復のための日数を加えることができる。

ア. 父母 7日 イ. 祖父母・兄弟姉妹 3日 ウ. その他、校長が認めた場合

※ 以上の場合は、「出席しなければならない日数」から差し引き、欠席とはならない。

<< 台風等・交通機関の混乱・緊急連絡 >>

1. 本校では、緊急連絡の補助手段として、『ケータイ連絡網サービス【緊急連絡メール】』を活用している【各課程別】。配信情報の内容は、

①突発的な事象が発生したとき(台風など悪天候や自然災害等で休校や登校時間の変更をするような場合、生徒に危険の及ぶ恐れがある場合、学校行事の日程変更になった場合など)

②特に重要な連絡事項があるとき(プリントも併用してお知らせするが、速報として情報をメールにて配信する)

③学校行事やPTA行事があるとき(修学旅行、教育懇談会などの行事に伴ってお知らせすべき内容がある場合)

④その他、校長が配信の必要があると判断したとき

2. 配信時間は、生徒の登校時刻を考慮し、配信する。

3. 緊急連絡メールの更新は、新年度から始まる為、携帯電話に登録が可能な者は必ずメール受信登録をするようにしてください。

4. 多摩地域(北部・西部・南部)に警報(暴風・大雨・大雪)が発令された場合、登校を見合わせ、自宅待機とする。ただし、警報が15時まで解除となった場合、平常通りの授業開始とする。その後の対応については別途緊急連絡メール配信等で連絡する。

5. その他、交通機関の不通や混乱等についても、別途緊急連絡メール配信等で連絡する。

し けん (試 験)

授業の成果を見るのが試験である。家庭学習をするなど万全の準備で試験に臨むこと。
定期試験を休んだときは単位を認定されないことがある。やむを得ず休む場合は、事前にHR
担任および教科担任に連絡する。

* 欠席した場合は、原則追試験を行わない。

し けん ちゅう い << 試 験 の 注 意 >>

こうさちゅう じてい つど こうさじかんわり み かくじかくにん
審査中の時程については、その都度、審査時間割を見て各自確認すること。

- ① 出席番号順に着席すること（または、担当教科の座席指定に従うこと）。
- ② 机の上に出してよいものは、筆記用具だけです。ペンケースはかばんの中に入れておくこと。
携帯電話等、不要な物を机の上に置いて試験を受けた場合、不正行為として扱う。
- ③ 「簿記」など電卓等を必要とする試験では許可されたもののみを机の上に置く。
- ④ 教科書、ノート、プリントなどは、持ち込んでよい場合以外は、机の中に入れておかないこと。入れておいた場合は、不正行為とみなされる。
- ⑤ かばんは中身が見えないようにし、いすの下に入れるか、教室後方のロッカーの上に置くこと。
- ⑥ 試験中に、筆記用具などの貸し借りはしてはならない。
- ⑦ 遅刻した場合は、監督者に申し出てから受験すること。
- ⑧ 答案を書き終えても、時間中は退室してはならない。席をはなれた場合は試験放棄とみなす。

※トイレ等の理由により退室する場合には、答案は回収する。用事が済んだら教室に戻り自分の座席で待機すること。(10分以上の退席は欠課とする。)

- ⑨ 公明正大に受験すること。不正行為および不正と思われるようなまぎらわしい行為等は絶対にしてはならない。不正行為等を行った場合には特別指導の対象となる。
- ⑩ 無断欠席はしないこと。病気等でやむを得ず休む場合は、必ずHR担任及び教科担任へ事前に連絡すること。
- ⑪ 携帯電話等の電源は必ず切る。マナーモードも不可。
(着信音やバイブレーション音が鳴った場合は、不正行為として扱われる)。
- ⑫ ひざかけの使用は不可。

とくべつしどう < 特別指導 >

- ① 不正行為を行った場合は、当該科目を0点とし、特別指導を行う。
- ② 私語や携帯電話等の不要物の使用は、不正行為とみなす。

<< 特 別 活 動 >>

せつきよくてきさんか
(積極的参加)

がっこう じゆぎょういがい きょういくかつどう いいんかい ぶかつどう ぎょうじ とくべつかつどう
学校の授業以外の教育活動は、HR、委員会、部活動、行事などの特別活動がある。
じゆぎょう ちが たの じしゆてき そうぞうてき おこな かつどう
授業とはまた違った楽しさを、より自主的に創造的に 行う活動である。

また、LHRの時間を含むHR活動、部活動、委員会や執行部の活動、レッツ五商などの
せいとかいかつどう しぎょうしき しゅうぎょうしき かくがっきまつ がっこうぎょうじ かなら さんか
生徒会活動、始業式、終業式や各学期末の学校行事には必ず参加する。

たいがいじあい
(対外試合など)

いいんかい ぶかつどう たいがいこうしょう かり きょうしよくいん こもん そうだん
委員会・部活動などが対外交渉するときは、係の教職員または顧問とよく相談し、
がっこうちょう きよか え げんそく こもん れんらく と
学校長の許可を得てから、原則として顧問から連絡を取ってもらう。

れい ぎ さ ほう
<< 礼 儀 作 法 >>

おりめただ れいぎ
(折目正しい礼儀)

まな ば がっこう まな れいぎ
「学ぶ」場として学校には「学ぶにふさわしい」礼儀がある。

しよくいんしつ けいえいきかくしつ でい
(職員室、経営企画室への出入り)

しよくいんしつ けいえいきかくしつ じむしつ ほけんしつ たきょうしよくいん へや
職員室、経営企画室(事務室)、保健室その他教職員がいる部屋へ入るときは、ノックして入室してから、あいさつする。

ふく そう とう
<< 服 装 等 >>

ふくそう じゆう ふゆ ひょうじゆんふく ちゃくよう さい じょうげ ちゃくよう
服装は自由とする。冬に標準服を着用する際は、上下セットで着用すること。

は もの
(履き物)

こうない せいけつ しゆるい はきもの つか
校内を清潔にしておくため、3種類の履物を使う。

- (1) 上ばき→校舎内では、学校指定のサンダルを履く。名前をマジックで書く。
こうしゃない がっこうしてい は なまえ か
- (2) 体育館ばき→体育館と武道棟の内部では、学校指定のスポーツシューズを履く。
たいいくかん たいいくかん ぶどうとう ないぶ がっこうしてい は
なまえ か
名前をマジックで書く。
- (3) グラウンドばき→上ばき・体育館ばき以外の運動靴。
うわ たいいくかん いがい うんどうぐつ
たいいくか しじ したが かくじ うんどう くつ うんどうぐつ じゆんび
体育科の指示に従い、各自で運動しやすい靴(運動靴)を準備する。

しよ じ ひん
(所持品)

しよじひん きめい きんせん きちようひん こじん せきにな かんり
所持品には記名し、金銭や貴重品は個人の責任で管理する。

ひつよういじょう きんぴん も ひつよう とう も
*必要以上の金品は持ってこない。必要のないゲーム等は持ってこない。

かしよ かなら せじょう
*ロッカー(2ヶ所)は必ず施錠する。

きゅうしょくひ じゅぎょうりょう のうにゅう
＜＜ 給食費・授業料などの納入 ＞＞

きてい きじつ のうにゅう じじょう せいと たんにん けいえいきかくしつ じむしつ
規定の期日までに納入する。事情のある生徒は、HR担任および経営企画室（事務室）
そうだん ふじゅきゅうねがいと うていしゅつ たいのう よう ちゅうい
とよく相談し、不受給願等を提出する。滞納することのない様に注意する。

がっこうがい せいかつ
＜＜ 学校外での生活 ＞＞

こうがい こうこうせいかつ てび じゅん こうどう
校外においても、この「高校生活の手引き」に準じて行動をする。
ざいがくちゅう ごしょう せいと わす
* 在学中はいつでも五商の生徒であることを忘れない。

ごしょう
＜＜ 五商SNSルール ＞＞

- じぶん たんにん なまえ じゅうしょ でんわばんごう こじん とくてい じょうほう の
・自分や他人の名前や住所、電話番号など個人が特定できる情報を載せない。
じぶん たんにん しきべつ がぞう の
・自分や他人が識別できる画像を載せない。
たんにん わるくち たんにん いや か
・他人の悪口や、他人が嫌がることは書かない。
そうしんまえ あいて きも さいどよ かえ
・送信前に、相手の気持ちになって、再度読み返す。
たいせつ ちやくせつあ はなし
・大切なことは、直接会って話をする。

こじんじょうほう がいと う じれい
【個人情報に該当する事例】

しめい せいねんがっぴ じゅうしょ でんわばんごう こじん はんべつ がぞう どうが
氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、個人が判別できる画像、動画

がぞう どうが いちじょうほう
【画像・動画の位置情報について】

きのうとうさい けいたい さつえい しゃしん つうじょう よ
GPS機能搭載のデジカメ、スマホや携帯などで撮影した写真には、通常「Exif」と呼ば
れるデータが同時に保存されています。このExifには撮影に関するデータのほか、位置情報
のGPSデータも含まれており、誰でも簡単に確認できてしまいます。そのため、自宅の写真
やブログなどで公開したら、位置情報から自宅の位置が簡単に特定されてしまいます。自宅
の位置がわかってしまうと、思いもよらぬ犯罪被害に遭う可能性もあります。ただし、Facebook
やMixiなどのSNSや、Twitterなどは写真の位置情報が自動で削除されるようになってい
るので安心してください。また、もうひとつ注意したいのがExifに含まれる、写真を縮小
した画像情報の「サムネイル」です。元の写真に写っている「顔」をモザイクなどの画像加工
で隠したつもりが、サムネイルはそのままだったということがあり、知られたくない情報がサ
ムネイルから漏れてしまうことがあるのです。

たんまつりようじょう
<<スマスク端末利用上のルール>>

はじめに

たんまつ こうない りよう あ まも せんせい しじ したが
スマスク端末および校内Wi-Fiの利用に当たっては、このルールを守り、先生の指示によく従うこと。

たんまつ りようかんきょう
1-1 スマスク端末の利用環境について

- かつようたんまつ がっこう むせん りよう
(1) スマスク活用端末は、学校の無線LAN環境で利用することができる。
- せつてい しよう いぞん
(2) フィルタリングの設定は、使用するネットワークに依存する。
- たんまつ まいにちなら じたく も かえ じたく かくじつ じゅうでん
(3) スマスク端末は、毎日必ず自宅へ持ち帰り、自宅で確実に充電すること。

かつようたんまつ りようじょう ちゅういてん
1-2 スマスク活用端末でのMicrosoft Office365 利用上の注意点について

- たんまつ りよう ばあい りようご かなら
(1) スマスク端末でMicrosoft Office 365を利用する場合、利用後は必ずサインアウトすること。
- たにん し てきせつ かんり
(2) Microsoft Office365のパスワードは、他人に知られることがないように、適切に管理すること。また、スマスク活用端末上にパスワードを残さないこと。
- ろ う かもうせい ばあい がっこう せんせい そうだん
(3) Microsoft Office365のパスワードが漏えいした可能性がある場合は、学校の先生に相談の上、パスワードを変更すること。
- こじんてき ほぞん さい ほぞんぼしよ ようりよう ちゅうい ほぞん
(4) 個人的にデータを保存する際は、保存場所の容量に注意し、OneDriveに保存すること。
- じょう ほぞん た たんまつ ふくすうにん きょうゆう
なお、OneDrive 上に保存したデータは、他の端末からもアクセスしたり、複数人で共有したりすることができるため、適切に管理すること。

こうない りよう
2 校内Wi-Fi の利用について

- りよう ごしよう じゅんしゅ
(1) ネットワークの利用にあたってはSNS五商ルールを順守すること。
- りよう じゅぎょう がっこうぎょうじ ぶかつどう きょういくかつどう やす じかん
(2) ネットワークの利用は授業、学校行事、部活動など教育活動のみとし、休み時間などの私的なネットワークの利用は禁止とする。

こじん けいやく かいせん けいたいでんわなど りよう ばあい
※たとえ、個人が契約したインターネット回線・携帯電話等を利用していても、
授業中に不適切な利用をした際は、特別指導の対象となる。

- こうない せつぞく じどう おこな りよう じ しじゅう せつぞく せつてい
(3) 校内Wi-Fiの接続は自動で行わず、利用時に手動で接続するように設定すること。なお、接続に必要なとなるID、パスワードは生徒自身で適切に管理すること。
- せつぞくじょうきょう えつらんりれき がっこう ふていき かくにん ふてきせつ りよう かくにん ばあい
(4) 接続状況や閲覧履歴は学校で不定期に確認し、不適切な利用が確認された場面は指導対象となる
- こうない りよう しょうがい あた ばあい けいじてき みんじてき せきにん
(5) 校内Wi-Fiの利用によってネットワークに障害を与えた場合、刑事的・民事的な責任を追及されることもある。

ろくおん しゃしん どうがさつえい じょうほうはっしん

3 録音・写真および動画撮影と情報発信について

きょか がっこうじょうほう じゅぎょう ぎょうじ ぶかつどう がっこう かつどう かか せんせい
(1) 許可なく、学校情報（授業や行事、部活動など学校での活動に係るすべて、先生や
せいと かかわる ろうえい たにん そうしん どう か こ けいさい おんせい どうがなど
生徒に係るすべて）の漏洩や他人への送信、SNS等への書き込みや掲載、音声や動画等の
はいそうしん
配信をしないこと。

じょうほう はっしん さい ほうれい たこうじりょうぞく ほん ないよう じゅうぶんぎんみ
(2) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味す
ること。

しどうたいししょう こうい

4 指導対象となる行為について

たにん こじんじょうほう ぬす だ こうい
(1) 他人の個人情報盗み出す行為

たにん りょう ふせい
(2) 他人のIDやパスワードを利用した不正アクセス・なりすましのログイン

ちよさくけん しょうぞうけん しんがい こうい こうないがい さつえい こじん とくてい せいふく ぶかつ
(3) 著作権・肖像権を侵害する行為（校外で撮影した個人が特定される（制服、部活
など しゃしん どうが どう じょう けいさい など
のユニフォーム等）写真や動画を、SNS等のインターネット上に掲載する等）

じゅん こうい たにん ひぼうちゅうしょう こうい あくしつ いたずらなど
(4) いじめやいじめに準ずる行為（他人を誹謗中傷する行為や悪質な悪戯等）

こい はそん はんだん こうい
(5) 故意に破損したと判断される行為。

た ほうれい いはん また いはん こうい きょういくかつどうじょうひつよう
(6) その他、法令に違反する又は違反するおそれのある行為、教育活動上必要のない
もくてきがい りょう ふてきせつ りょう じょうほうたんまつりようきそく いはん こうい きょういくちょう ふてきせつ
目的外の利用や不適切な利用、情報端末利用規則に違反する行為、教育庁が不適切と
はんだん こうい こうじりょうぞく ほん こうい せいかつしどうぶ きょういくじょうしどう ひつよう はんだん
判断する行為、公序良俗に反する行為（生活指導部で教育上指導が必要と判断される
こうい
行為）

た

5 その他

きょういくちょうおよ がっこう りょう いはん ばあいまた ふてきせつ りょう みと
(1) 教育庁及び学校は、ユーザが利用ルールに違反した場合又は不適切な利用が認められ
ばあい りょう せいげんまた ていし
る場合、ユーザの利用を制限又は停止することがある。

たんまつ ふぐあい ふせいりょうどう かくち すみ がっこう せんせい ほうこく
(2) スマスク端末の不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに学校の先生に報告する
こと。

とく べつ し どう
<< 特 別 指 導 >>

つぎ こうい ばあい ほごしゃ どうせき うえ とくべつしどう おこな
次のような行為があった場合、保護者も同席の上で、特別指導を行う。

やくぶつ およ やくぶつ じゅん もの しょう およ しょじ ばいばい
① 薬物（及び薬物に準ずる物）の使用、及び所持、売買

かくせいざい たいまつほうりつ しょう きんし やくぶつ きげん やくぶつ
シンナー、覚醒剤、大麻等法律で使用が禁止されている薬物、および危険ドラッグなど薬物
じゅん もの しょう しょじ ばいばい ばあい
に準ずる物を使用したり、所持、売買などをしたりした場合。

せつとう
② 窃盗

こうない きぶつ たにん しょうぶつ ぬす ばあい
校内の器物や他人の所有物を盗んだ場合。

ぼうりょく せいときぼうりょく ぼうげん およ じゅん こうい
③ いじめ、暴力、性的暴力、暴言（及びこれらに準ずる行為）

ぼうりょく たにん しょうがい たにん おど きんせん しょうぶつとう うば
ア、暴力によって他人に傷害をおわせたり、他人を脅かして金銭や所有物等を奪った
ばあい
りした場合。

たにん いや せいしんてき くつう あた ばあい
イ、他人に嫌がらせをしたり、からかったりして精神的な苦痛を与えた場合。

ぼうげん たにん せいしんてきくつう あた ばあい
ウ、暴言によって他人に精神的苦痛を与えた場合。

いや ぼうげん ふく
(SNSなどでの嫌がらせや暴言も含む。)

ばあい ぼうりょく みと いはん ばあい きび とくべつしどう おこな
*いかなる場合でも暴力を認めない。違反した場合には厳しい特別指導を行う。

こうない せいこうい せいこうい じゅん こうい
④ 校内における性行為および性行為に準ずる行為

そうほう どうい うえ こうない せいこうい きんし
たとえ双方が同意の上であっても、校内におけるいかなる性行為も禁止する。

とばくこうい
⑤ 賭博行為

か ごと たいしょう きんぴん か ばあい
ゲーム・トランプなどを賭け事の対象とし、金品を賭けた場合。

いんしゅ きつえん いんしゅ きつえん どうせき
⑥ 飲酒・喫煙および飲酒・喫煙の同席

せいねん みせいねん と がっこうせいかつ なか こうがいぎょうじ たいがいじあい ふく いんしゅ
ア、成年、未成年を問わず、学校生活の中で（校外行事、対外試合なども含む）飲酒・
きつえん いんりょう きつえんぐ しょじ ばあい
喫煙（アルコール飲料および喫煙具の所持）をした場合。

せいねん みせいねん と がっこうせいかつ なか こうがいぎょうじ たいがいじあい ふく いんしゅ
イ、成年、未成年を問わず、学校生活の中で（校外行事、対外試合なども含む）飲酒・
きつえん どうせき ばあい
喫煙の同席をした場合。

ていきこうさ ふせいこうい
⑦ 定期考査の不正行為

ていきこうさ うたが こうい ばあい
ア、定期考査においてカンニングもしくはカンニングと疑われる行為をした場合。

しご けいたいでんわ ちゃくしんおん ふく もの か か かんどくしゃ しどう
イ、私語、携帯電話の着信音（バイブレーションを含む）、物の貸し借り、監督者の指導
むしどう こうい ばあい
無視等の行為をした場合。

こい きぶつはそん
⑧ 故意の器物破損
こうない きぶつ たにん しょじぶつ こい はそん ばあい
校内の器物や他人の所有物を故意に破損した場合。

しゃりょうつうがく
⑨ 車両通学
じどうしゃ じどうにりんしゃ げんどうきつきじてんしゃ とうげこう しゅだん しょう ばあい
自動車・自動二輪車および原動機付自転車を登下校の手段として使用した場合。

じゅぎょうぼうがい しどうきよひ
⑩ 授業妨害・指導拒否
じゅぎょう ぼうがい ちゅういちゅうこく したが しどう ほん こうい ばあい
授業を妨害したり、注意忠告に従わず、指導に反する行為をしたりした場合。

けいたいでんわ かつようたんまつとう ふてきせつ りょう
⑪ 携帯電話・スマスク活用端末等の不適切な利用
たんまつりょうじょう いはん ふてきせつ りょう ばあい
スマスク端末利用上のルールを違反するような不適切な利用をした場合。

こうじりょうぞく ほん こうい がっこう しどう ひつよう ほんだん ばあい
⑫ 公序良俗に反する行為など学校で指導が必要と判断した場合
きゅうしょく ふせいきつしよく こうないどそくたちいり がっこう ちつじょ みだ こうい ばあい
給食の不正喫食、校内土足立入など学校の秩序を乱すような行為をした場合。